ACSES ニュースレター_２３７２号（2022 年 8 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、リチウム電池内蔵充電器)〈消費者庁〉
・令和３年１月から令和３年 12 月までに発生した製品火災に関する調査結果について〈総務省消防庁〉
・令和４年７月の熱中症による救急搬送状況〈総務省消防庁〉
・「Teams」の一部で障害　日本などで接続できない不具合〈新聞報道〉
・島津製作所子会社が故障装い部品交換　タイマーで医療用装置の回路遮断〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・CO 中毒、食洗機の不具合原因か　スズキ本社食堂で発生〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・感染危機管理庁、23 年度創設　日本版 CDC は 25 年度以降〈Web 報道〉
・令和４年度自殺予防週間の取り組みを公表します～関係府省庁等と連携した取り組みを実施～〈厚生労働省〉
・「三菱電機は変わって」パワハラ自殺の遺族、命日の和解に込めた思い〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・携帯発電機・カセットこんろ・モバイルバッテリーの使用にご注意ください-発電機は屋内で絶対に使用しないでください。死亡事故も発生しています。-〈経済産業省・消費者庁〉
・洪水や土砂災害の予報業務、民間会社に解禁へ…契約者に細かく情報提供し局地被害防ぐ〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・福島デブリ搬出、23年度に延期　年内開始を断念、見通し甘く〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇学校等関係
◇マスコミ報道
[3] 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が閣議決定されました〈経済産業省〉
[4] 健康安全
◇「職場の健康診断実施強化月間」について
9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です- 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -〈厚生労働省〉
[5] 食品安全衛生関係
◇令和３年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」の公表〈厚生労働省〉

立葵（タチアオイ）

［6］廃棄物関係
◇令和３年度末の汚水処理人口普及状況について〈環境省・農林水産省〉
［7］温暖化対策関係
◇屋根付き運動スペース、暑さ指数低下　中京大の研究チーム確認〈新聞報道〉
◇エコな「水素列車」ドイツで本格運行　１度の補給で１千キロ走行可能〈新聞報道〉
◇米加州、３５年にＨＶ車も販売禁止　脱ガソリンで規制案決定〈Web 報道〉
［8］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
［10］海外の化学物質管理情報
○欧州：５件　　○米国：６件　　○カナダ：２件　　○オーストラリア：２件
［11］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇その他：３件
［付録］
◇「職場の健康診断実施強化月間」について
【別添１】９月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）
【別添２】「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（通知）〈厚生労働省〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029837/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220825_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：98 件
うち重大事故等として通知された事案：28 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029838/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220825_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):6件
(2)事故情報(食中毒情報)：3件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：59件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：2件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、リチウム電池内蔵充電器)
＜消費者庁　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029852/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220826_01.pdf

特記事項

・ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

・日動工業株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器のリコール(無償部品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：４件
（うちカセットこんろ２件、カセットボンベ１件、屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：７件
（うちセンサー（融雪装置用）１件、電動アシスト自転車１件、
喫煙器具（充電式、たばこカートリッジ加熱式）１件、リチウム電池内蔵充電器２件、
焙煎機（コーヒー豆用）１件、太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件
（うちリチウム電池内蔵充電器２件、エアコン１件、照明器具２件、電動アシスト自転車１件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）３件）

・令和３年１月から令和３年12月までに発生した製品火災に関する調査結果について

＜総務省消防庁　2022年８月25日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220825_yobou_1.pdf

消防庁では、火災を起こす危険な製品の流通を防止し、消費者の安心・安全を確保することを目的として、令和３年１月から令和３年１２月までに自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る製品の不具合により発生したと消防機関により判断された火災（以下「製品火災」といいます。）について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。

◎ 製品火災件数（別添参照）

１６４件【内訳 自動車等１４件、電気用品１３３件、燃焼機器１７件】

※ 対象製品は、自動車等、電気用品及び燃焼機器

※ 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれません。

※ 令和３年１月から令和３年１２月までに発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが１４９件あり、上記件数には調査中のものは含まれません。

◎ 令和３年１月から令和３年１２月までに発生した製品火災のうち、件数が２以上あった製品は以下のとおりです。

（製造事業者等名50音順）

製造・輸入・販売事業者名	製品名	型式	件数
株式会社泰成商事	互換バッテリー	BL1860	5
TOPBATT			
不明（※）			
ロワ・ジャパン有限会社		DC62 DC62-J	3
有限会社すみとも商事 OrangeLine 楽天市場店		Orange Line DC60 200001 V6 2200	3
アイリスオーヤマ株式会社	電子レンジ	IBM-T175-5	2
NEC パーソナルコンピュータ株式会社	ノートパソコン	PC-YAE11X21A4J2	2
株式会社スイソサム	水素水自動販売機	SSH-P1	2
株式会社フィフティ	電気ストーブ	FL-BH900YD	2
株式会社丸山製作所	充電式電動刈払機	KDC3650Li	2
カルテック株式会社	パーソナル空間除菌脱臭機	KL-P01	2
Dynabook 株式会社	AC アダプター	G71C0009S210	2
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	エアコン	SRK22ZF	2

(旧三菱重工株式会社)			
メルセデス・ベンツ日本株式会社	メルセデス・ベンツ	5AA-205277 5AA-205277C	2
		RBA-205042 RBA-205042C	2
レノボ・ジャパン合同会社	タブレットパソコン	YOGA Tablet2	2

(※) 調査の結果、製造・輸入・販売事業者名を特定できなかったもの

◎ 上記の社告（リコール）情報については、消費者庁リコール情報サイトより閲覧できます。
【リコール情報サイトホームページ】https://www.recall.caa.go.jp/

◎ 令和３年１月から令和３年１２月までに発生した電気用品の火災１３３件のうち、２０件が互換バッテリーによるものでした。また、燃焼機器の火災１７件のうち、１３件がガストーチバーナーによるものでした。

◎ 令和３年１月から令和３年１２月までに発生した製品火災について、死者が発生しているものはありませんでした。

消防庁では、本結果を広く国民に周知し、また、各都道府県等に通知するとともに、関係省庁と連携して製品火災の再発防止のために活用することとしております。

・令和４年７月の熱中症による救急搬送状況

＜総務省消防庁　2022 年 8 月 26 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20220826_kyuki_01.pdf

概要

○ 令和４年７月の全国における熱中症による救急搬送人員は 27,209 人でした。

これは、昨年７月の救急搬送人員 21,372 人と比べると 5,837 人多くなっており、調査を開始した平成 20 年以降、７月としては２番目に多い搬送人員となりました。

○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。

□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。

□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。

□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、公衆（屋外）、仕事場①の順となっています。

□ 都道府県別人口 10 万人当たりの救急搬送人員は、鹿児島県が最も多く、次いで佐賀県、熊本県、鳥取県、大分県の順となっています。

○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことなどを心がけてください。

○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発動画」「予防啓発ポスター」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。

全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。

(https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04)

・「Teams」の一部で障害　日本などで接続できない不具合

＜毎日新聞　2022 年 8 月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220825/k00/00m/020/064000c

米マイクロソフトは 25 日午前、オンライン会議アプリ「Teams（チームズ）」で障害が発生したと発表した。日本を含むアジア地域の一部で接続できない不具合が起きている。データやソフトウエアなどを外部サーバーで

保存、管理するクラウドサーバーの更新時に問題が発生したとみられ、復旧作業を急いでいる。

同社は同日午前９時半ごろ、障害の発生を発表。その後、不具合の原因が判明したことを明らかにした。

・島津製作所子会社が故障装い部品交換　タイマーで医療用装置の回路遮断

＜東京新聞　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/197991

島津製作所（京都市）が製造した医療用エックス線装置を巡り、保守と販売を担う子会社の島津メディカルシステムズ（大阪市）熊本営業所の幹部社員が、熊本県内の公立病院に納入した装置に回路を遮断するタイマーを仕掛け、故障を装って部品を交換していたことが本紙の取材で分かった。病院は交換修理費として２００万円超を支払った。島津製作所は社内調査していることを認め、自社のホームページに「事実関係が明らかになり次第、しかるべき対応を行う」とのコメントを出した。

両社の関係者は２５日、この病院を訪れて謝罪し、概要を説明した。営業所を所管する熊本県は、メディカル社などから聞き取りをする考えを示した。病院を運営する自治体は、代金の返還を求めることも視野に検討するとした。

部品を交換していた装置は、エックス線で体内を撮影しながら映像を見られる「エックス線テレビシステム」で、この病院には２００９年に設置された。関係者によると、幹部社員は１７年９月、装置の点検時にタイマーを仕掛けたとみられる。後日、病院からエックス線が出なくなったと連絡があり、「エックス線管球」と呼ばれる主要部品を交換。病院は、税金や患者が支払った医療費が原資となる自治体の病院事業会計の維持修繕費８４２万円から約２２８万円を支払ったが、実際は故障していなかったとみられる。

タイマーは、病院から故障連絡を受け、再び訪問した時に回収した疑いがある。島津製作所とメディカル社は今春以降、不正の疑いがあるとの情報を得て、複数人から事情を聴いている。病院は取材に「何が起きたのか明らかにして、再発防止に努めてもらいたい」と述べた。

メディカル社は取材に「この件は島津製作所で対応する」と説明。島津製作所は「外部専門家も含めて客観的に調査を進めている。不適切な行為の疑義は一部地域に限定されている」としている。

島津製作所　１８７５（明治８）年創業。分析機器製造の国内最大手で、医療用機器や航空機器も手がける。１９０９年に国内で初めて医療用エックス線装置を完成させ、現在も医療機器事業の主力。東証プライム上場で売り上げは約２２４６億円（２０２１年度）、従業員数は約３５００人。島津メディカルシステムズは１９６６年設立で売り上げは約２４６億円（２０２１年度）、従業員数は約６４０人。島津製作所は防衛省との修理契約を巡り、１３年と１７年に指名停止処分を受けたことがある。

◇*事故、事件の続報*

・CO 中毒、食洗機の不具合原因か　スズキ本社食堂で発生

＜共同通信　2022 年 8 月 24 日＞　https://nordot.app/935162024066924544?c=39546741839462401

浜松市南区の自動車メーカー、スズキ本社の食堂で 23 日、一酸化炭素（CO）中毒の疑いで 14 人が搬送された問題で、厨房の食器洗浄機に何らかの不具合が生じ、CO が発生した可能性があることが関係者への取材で 24 日、分かった。

静岡県警によると、14 人は厨房の洗浄室付近にいて体調不良を訴えた。洗浄室では温水を出すためにガスを使う食洗機を使用している。23 日の消防の調査では洗浄室から CO が測定されていた。県警は換気が十分だったかどうかも含めて調べている。県警と浜松市消防局は 24 日、食堂を実況見分した。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・感染危機管理庁、23 年度創設　日本版 CDC は 25 年度以降

＜共同通信　2022 年 8 月 25 日＞　https://nordot.app/935504286126686208?c=39546741839462401

政府が近く新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、新たな感染症の総合的な方針を決めることが分かった。対策を一元的に担う「内閣感染症危機管理統括庁」の 2023 年度中の創設を目指す。米疾病対策センター（CDC）がモデルの新専門家組織「日本版 CDC」は 25 年度以降に設置。必要な法案を 23 年の通常国会に出す。関係者が 25 日明らかにした。

総合方針案は、発熱外来を実施する医療機関や病床の確保に向け、都道府県知事の権限強化を盛り込んだ。機動的にワクチンを接種できるよう、医師・看護師以外による実施、水際対策の罰則強化も明記している。

・令和４年度自殺予防週間の取り組みを公表します
～関係府省庁等と連携した取り組みを実施～
＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=lXDVLmrrQKhq7MYHY
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000980569.pdf

厚生労働省では、毎年 9 月 10 日から 9 月 16 日の「自殺予防週間」において、集中的な啓発活動を実施しています。このたび、関係府省庁、自治体、関係団体を含む、令和４年度の取り組みをまとめましたので、公表します。

令和３年の自殺者数は、前年と比較し総数では減少しましたが、女性の自殺者数は２年連続で増加しました。また、小中高生の自殺者数は過去最多であった令和２年に次いで多くなっています。

今年は、自殺予防週間に先立ち、子ども・若者の自殺防止に向けた取り組みを強化するため、文部科学省、内閣官房孤独・孤立対策担当室と連携し、８月上旬から子ども・若者に向けた集中的な啓発活動を実施しています。
（参考 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/jisatsutaisaku_press220810.html）

厚生労働省は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を推進していきます。

・自殺予防週間に向けて～厚生労働大臣からのメッセージ～
＜厚生労働省　2022年8月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1bzCEzNZo5Myh0hY

・「三菱電機は変わって」パワハラ自殺の遺族、命日の和解に込めた思い
＜朝日新聞　2022 年 8 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8V74SFQ8QULFA01J.html

社員の自殺が相次いだ三菱電機で、3 年前に自ら命を絶った男性新入社員（当時 20 代）の遺族と同社が和解した。漆間啓社長はパワーハラスメントが原因だったと認め、遺族に会って謝罪した。パワハラによる自殺は他の大企業でも起きており、加害者個人の問題でなく、企業の責任が問われるという認識が広まりつつある。

和解した 23 日は、この新入社員の命日だった。

「三菱電機、加害者、その上司らは今回のことを風化させることなく、今後はそういった場面で困った人を助ける側、環境に変わってもらいたい」。遺族はそんな思いを込めたと弁護士を通して打ち明けた。

裁判には至らず和解したが…

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・**携帯発電機・カセットこんろ・モバイルバッテリーの使用にご注意ください**
-発電機は屋内で絶対に使用しないでください。死亡事故も発生しています。-
＜経済産業省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220826001/20220826001.html
＜消費者庁　2022 年 8 月 26 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_063/

9 月 1 日は防災の日。台風等に伴う停電の際に役立つ携帯発電機やカセットこんろ、モバイルバッテリーなどの防災用品は、使い方を誤れば重大な事故に繋がります。この機に、改めて正しい使用方法の確認をお願いします。

1. 携帯発電機

災害による停電が長期化する場合の非常電源として、携帯発電機をお持ちのご家庭が増えています。情報源となる携帯電話やテレビに加え、夏の暑さや冬の寒さが厳しい時期には、扇風機や電気ひざ掛けの電源確保が欠かせません。

しかし、携帯発電機の排ガスには毒性の強い一酸化炭素が含まれており、屋内での使用による死亡事故も報告されています。以下の注意点に従って、安全にご利用ください。

図 1 携帯発電機のイメージ

携帯発電機の使用時の注意

・屋内では絶対に使用しないでください。発電機運転中の排ガスには一酸化炭素が含まれており、屋内で使用すると一酸化炭素中毒になるおそれがあります。

・屋外であっても、風通しのよいところで使用してください。

（関連ページ）「小型発電機の安全な使い方について」

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/kogatahatudenki.pdf

（参考 1）　携帯発電機の事故事例

（1）事故発生年月日 2018 年 9 月 8 日（北海道、50 歳代・男性、死亡）

※北海道胆振東部地震発生後事故

【事故の内容】

一酸化炭素中毒により 1 名が死亡し、現場に家庭用の携帯発電機があった。

【事故の原因】

取扱説明書には、「排ガス中毒のおそれがあるため、排ガスがこもる場所で使用しない。排ガスは一酸化炭素などの有害成分を含んでいる。」旨、記載されていたにもかかわらず、停電時に携帯発電機を換気の不十分な屋内で使用したため、排ガスが滞留し、一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと考えられる。

（2）事故発生年月日 2020 年 9 月 7 日（鹿児島県、1 名死亡、2 名重症）

※令和 2 年台風 10 号発生後事故

【事故の内容】

一酸化炭素中毒で 1 名が死亡、2 名が重症を負い、現場に家庭用の携帯発電機があった。

【事故の原因】

当該製品に異常は認められず、換気が十分に行えない屋内で使用したため、排気ガスにより屋内の一酸化炭素濃度が上昇し、一酸化炭素中毒になったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「排気ガス中毒のおそれあり。」、「屋内など換気の悪い場所で使用しない。」旨、記載されている。

図 2 室内で携帯発電機を使用した際の一酸化炭素中毒

※一酸化炭素濃度 3200PPM では、30 分で死亡に至る。

2. カセットこんろ

カセットこんろの事故は年間を通して発生が見られています。特に、気温が下がる冬場は鍋料理をする機会が増えるため増加傾向にあります。一方で、台風などによる災害により、ガス供給が停止した際には、カセットこんろを使用して調理を行うことも考えられます。

しかし、カセットこんろの誤使用は、ボンベの破裂による火災など重大な事故につながる可能性もあります。以下の注意点に従って、安全にご利用ください。

図 3 カセットこんろのイメージ

カセットこんろの使用時の注意

・カセットこんろを 2 台以上並べたり、大きな調理器具をのせて使用しないでください。熱がこもりカセットボンベが過熱されて破裂するおそれがあります。

・カセットこんろ用ボンベ（カセットボンベ）は、カセットこんろ本体に正しく装着してください。カセットボンベの切欠き部（凹部）とカセットこんろの容器受けガイド（凸部）をしっかりと合わせてください。合っていない場合、カセットボンベと本体との結合部から漏れたガスに引火して火災を引き起こすおそれがあります。

（参考 2）　カセットこんろの事故事例

事故発生年月日 2018 年 12 月 30 日（石川県、火災）

【事故の内容】

当該製品に他社製のカセットボンベを装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。

【事故の原因】

当該製品は使用者がカセットボンベのフランジ切欠きを下向きに装着したために、液化状態のガスが製品内部に噴出され、点火動作により引火したものと推定される。なお、当該製品の本体表示には、「専用の容器（ボンベ）を使用する。」、「容器(ボンベ)は正しくセットして使用する。」旨、記載されている。

【再現映像】
カセットこんろ「7.2 台並べたカセットこんろの破裂2」（提供：NITE）
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/nenshou/17122102.html

3. モバイルバッテリー

災害時のスマートフォン等の充電には、モバイルバッテリーの存在が欠かせません。簡単に手で持ち運べるサイズの製品もあり、非常に身近な存在です。
一方で、一定数の事故（火災）が毎年発生していますので、以下の注意点に従って、安全にご利用ください。
図4 モバイルバッテリーのイメージ

モバイルバッテリーの使用時の注意

・災害時にはモバイルバッテリーを持って避難したり、避難所で使用したりする機会が増加します。モバイルバッテリーに衝撃を加えないように取扱いには十分注意してください。発火するおそれがあります。
・充電ケーブルのコネクター(図5)には水分等が付かないようにしてください。
・充電時のアダプターは、バッテリー付属のものを使用してください。
図5 焼損した充電ケーブルのコネクターのイメージ

（参考3）モバイルバッテリーの事故事例
事故発生年月日 2016年4月17日（滋賀県、火災）
【事故の内容】
当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。
【事故の原因】
当該製品の出力用シガーソケットに他社製のACアダプターを接続し、充電を行ったためにバッテリーが発熱し発火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「付属されているAC100Vアダプター、シガーソケットDC12Vアダプター以外では充電しない。」旨、記載されている。

・洪水や土砂災害の予報業務、民間会社に解禁へ…契約者に細かく情報提供し局地被害防ぐ
＜読売新聞　2022年8月27日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/ffc1866dfb1bcd9b3f1175b7102cfced5714759a

気象庁は、洪水や土砂災害の予報業務の一部を、民間の気象情報会社などに解禁する方針を決めた。これまで国と自治体が一元的に担ってきたが、契約を結んだ特定の利用者に限定した予報の提供を民間に認め、早ければ来年度にも実施する。局地豪雨などによる災害が増える一方、地域を細分化した予報には限界があり、民間参入で地域の災害リスクに応じた、きめ細かな情報提供を促す。

気象予報の提供は、気象業務法に基づく国の許可が必要となる。１９９３年の同法改正で規制が緩和され、天気、高潮、波浪など６分野が既に解禁されている。

洪水と土砂災害の２分野は、人命に関わり、誤った予報が混乱を招く恐れがあるとして見送ってきたが、民間の予報技術の向上に伴い、許可することにした。許可に必要な技術基準を策定中で、早ければ来年度中に申請の受け付けを始める。事業者は、日本気象協会、ウェザーニューズといった大手気象情報会社、研究機関などが想定されている。

ただし、住民に広く周知する予報の提供は、避難の判断に関わるため、民間には許可せず、引き続き国や自治体の責任で実施する。

具体的には、国から雨量や河川水位のデータ提供を受けた民間業者が、特定地域の地形を分析し、独自に洪水や土砂災害を予測。契約を結んだ山裾に立地する福祉施設や河川近くの工場に情報を提供するといった活用のイメージになる。

線状降水帯の発生などによる局地的豪雨は、一部地域に犠牲者が集中する傾向が目立っている。

２０１４年の広島土砂災害では、広島市安佐北区と安佐南区だけで計７７人が犠牲となった。１６年の台風１０号では、岩手県岩泉町で河川が氾濫し、認知症グループホームの入所者９人全員が犠牲になっている。

これに対し、国や自治体の気象予報や避難の呼びかけは、細分化が難しい。

土砂災害では、地域ごとの地形や土質は考慮されず、１４～１９年に全国で約９０００回の土砂災害警戒情報

が発表されたが、実際にその地域で起きたケースは１３・７％。国と都道府県が管理する約２万１０００河川では、多くが水位の実測値の公表にとどまり、洪水の予報ができるのは約２％だ。

気象庁は「個別の山や中小河川の状況を踏まえての予報までは『公』では難しい」とし、民間の活用で、早めの対応を促し、被害軽減につなげたい考えだ。

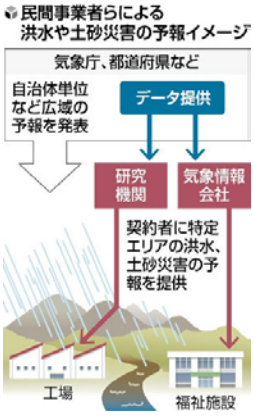

[福島原発事故]

・福島デブリ搬出、23年度に延期　年内開始を断念、見通し甘く

＜共同通信　2022 年 8 月 25 日＞　https://nordot.app/935463806426005504?c=39546741839462401

政府と東京電力は 25 日、福島第 1 原発 2 号機で溶け落ちた核燃料（デブリ）の取り出しについて、目標としていた年内の作業開始を断念すると発表した。安全性と確実性を高めるために最長で 1 年半程度の準備期間を追加し、2023 年度後半の開始を目指す。

デブリ取り出しは、政府が 30～40 年かかるとする廃炉作業の最難関。延期は 2 回目で、見通しの甘さを露呈した形。21 年中に開始するとしていた当初計画からは、2 年以上遅れることになる。

東電福島第 1 廃炉推進カンパニーの小野明最高責任者は、延期は取り出しに使うロボットアームの改良や関連設備の改修が必要になったためだと説明した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年8月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27634.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月28日版）

＜厚生労働省　2022年8月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27633.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xazSAyNJs4MirNhY

◇日本の感染者「5 週連続で世界最多」複数国で検査数減少「全数把握見直し」で今後は？

＜テレ朝 news　2022 年 8 月 25 日＞

https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000266087.html

日本の新型コロナウイルスの新規感染者が 5 週連続で世界最多となりました。一方、複数の国で検査数の減少により、実態よりも集計される人数が少ないと指摘されています。

WHO（世界保健機関）は 24 日、新型コロナの世界の感染状況をまとめる最新の報告書を発表しました。

21 日までの 1 週間の日本の新規感染者は 147 万 6374 人で、5 週連続で世界最多となりました。

次いで韓国が 88 万 4373 人で、2 週連続で 2 位でした。

WHO はこの集計について、複数の国で検査数が減ったことで集計に反映される感染者数が実態より少なくなっている可能性を指摘しています。

一方、日本では感染者全員の詳細な報告を求める「全数把握」を巡り、岸田総理は24日に見直しを表明しましたが、感染者の数自体は引き続きすべて把握するとしています。

◇マスコミ報道　見出し

・世界のコロナ感染6億人に　日本1800万人で10番目

＜共同通信　2022年8月28日＞　https://nordot.app/936118585020301312?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第116号）

［官報］　令和4年8月25日　特別号外　第70号　1～2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220825/20220825t00070/20220825t000700001f.html

○厚生労働省令第116号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年8月25日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（医師の届出） 第三条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合	（医師の届出） 第三条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第二十三条の五、第二十三条の六及び附則第二条の二第一項において同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合
附　則	附　則
（医師の届出の特例） 第二条の二　都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症のまん延により、法第十二条第一項の規定に基づく届出に関する事務を医師及び都道府県知事（保健所設置市等にあっては、その長とし、医師が同項の規定により当該都道府県知事又は保健所設置市等の長に当該届出を行う場合に経由する最寄りの保健所長を含む。）が処理することとした場合に当該感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合であって、かつ、	（新設）

当該都道府県知事が、当該感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年齢別の総数を毎日公表する場合には、当該都道府県知事は、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。 ２　都道府県知事（当該都道府県の区域内に保健所設置市等を有するものに限る。）は、前項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、保健所設置市等の長の意見を聴かなければならない。 ３　厚生労働大臣は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該都道府県の名称を貴不するものとする。 ４　前項の規定により厚生労働大臣がその名称を告示した都道府県の区域内において医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合（当該都道府県又は当該都道府県の区域内にある保健所設置市等の委託を受けた医師が他の都道府県の区域内で診断した場合を含み、他の都道府県又は他の都道府県の区域内にある保健所設置市等の委託を受けた医師が当該都道府県の区域内で診断した場合を除く。）における法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　診断した患者及び当該感染症について法第十二条第一項による届出が既になされていることを知っている場合 二　診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合 三　診断した新型コロナウイルス感染症の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合 四　診断した新型コロナウイルス感染症の患者（六十五歳未満の者に限り、妊婦を除く。）について入院又は当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤（厚生労働大臣が定めるものに限る。）若しくは酸素の投与を要しないと認められる場合 （医師の届出事項の特例） 第二条の三　（略） ２　前項の場合においては、第四条第八項中「前各項」とあるのは「附則第二条の三第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは「附則第二条の三第一項第四号中「検体採取年月日」と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二条の三第一項」と、第十一条第一項第一号中「第四条	（医師の届出等の特例） 第二条の二　（略） ２　前項の場合においては、第四条第八項中「前各項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは「附則第二条の二第一項第四号中「検体採取年月日」と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、第十一条第一項第一号中「第四条

第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の三第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。	第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・感染届け出、高齢者らに限定　全数見直し、都道府県判断

＜共同通信　2022 年 8 月 25 日＞　https://nordot.app/934977951513329664?c=39546741839462401

政府は 24 日、新型コロナウイルスの流行「第 7 波」で業務が逼迫する医療機関や保健所の負担軽減のため、感染者の全数把握の方法を見直す方針を表明した。個人の情報を伴う発生の届け出を都道府県の判断で全員でなく高齢者ら重症化リスクが高い人に限定できるようにする。発生届対象外の人を含む感染者の総数と年代別の内訳を毎日公表することを前提に、知事が厚生労働相に申請した場合に認める。手続きが順調なら 25 日から申請を受け付ける。

岸田文雄首相はオンラインで記者団に、感染者の全数把握の全国的な見直しや、療養期間の短縮も検討しているとした。

・全数把握 9 月にも全国一律見直し　医療機関の事務負担軽減

＜共同通信　2022 年 8 月 26 日＞　https://nordot.app/935713790400479232?c=39546741839462401

政府が、新型コロナウイルス感染者の全数把握を早ければ 9 月半ばにも全国一律に見直す方向で検討していることが 26 日、複数の関係者への取材で分かった。感染状況を見極めて判断する。岸田文雄首相は 24 日、法律で義務付けられた発生届を、都道府県の判断で高齢者など重症化リスクが高い人に限定できる仕組みに改めると公表していたが、さらに見直す。

政府関係者によると、感染者の療養期間短縮と合わせて公表する可能性がある。岸田氏は 24 日、全数把握の全国一律の見直しや療養期間短縮の時期に関し「感染状況の推移をしっかり見た上で、できるだけ速やかにお示しする」と述べた。

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年を更新しました

＜厚生労働省　2022年8月26日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2022年8月26日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2022年8月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

・保健・医療提供体制確保計画

＜厚生労働省　2022年8月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00062.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2022年8月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D-pPtPBx2jLwdlCdY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C-5LsPR13jb0clWZY

・熱中症予防×コロナ感染防止リーフレット　多言語翻訳を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bTKGztRq5s6s8BY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・コロナ検査キット一般用を初承認　ネット販売解禁で厚労省

＜共同通信　2022 年 8 月 24 日＞　https://nordot.app/935133599750340608?c=39546741839462401

コロナ感染の有無を調べる抗原定性検査キットに関し、厚生労働省は 24 日、スイス製薬大手ロシュ傘下のロシュ・ダイアグノスティックス（東京）の製品を、ネット販売ができる一般用検査薬として承認した。同省がネット販売解禁を決めてから製品が承認されたのは初めて。

検査キットの一般用としてのリスク区分は第 1 類医薬品に指定されており、薬剤師による使用法の説明などが必要。厚労省は、使い方や注意点を適切に示す添付文書例を記載したガイドラインを全国の自治体に通知している。

ロシュの検査キットは、鼻の奥を綿棒でぬぐい採取した検体を使って検査する。15 分ほどで結果が出るという。

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 254 号）

［官報］　令和 4 年 8 月 24 日　特別号外　第 69 号　1 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220824/20220824t00069/20220824t000690001f.html

-----＞ 前号（ACSES-NL_2371_20220825）掲載

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤（厚生労働省告示第 255 号）

［官報］　令和 4 年 8 月 25 日　特別号外　第 70 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220825/20220825t00070/20220825t000700002f.html

〇厚生労働省告示第 255 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤を次のように定める。

令和 4 年 8 月 25 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤は、次に掲げるものとする。

一　カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）
二　ステロイド薬
三　ソトロビマブ（遺伝子組換え）
四　トシリズマブ（遺伝子組換え）
五　ニルマトレルビル－リトナビル
六　ハリシチニブ
七　モルヌピラビル
ハ　レムデシビル

・モデルナ、ファイザーを提訴　mRNA の特許侵害と主張

＜共同通信　2022 年 8 月 27 日＞　https://nordot.app/935914361571704832?c=39546741839462401

新型コロナウイルスワクチンを「メッセンジャーRNA（mRNA）」と呼ばれる手法で開発、実用化した米モデルナは 26 日、同様の方法を採った米ファイザーが特許を侵害したとして、米連邦裁判所とドイツの裁判所に損害賠償

を求めて提訴したと発表した。米メディアが一斉に伝えた。
　モデルナは新型コロナウイルスの感染が広がる以前の段階で既に技術を開発していたのに、ファイザーがドイツのバイオ企業ビオンテックと共に同じ技術を使って開発したと主張している。モデルナは「数十億ドルを投資して先鞭をつけた革新的な mRNA 技術を守るために提訴した」と説明した。

・モデルナ、ファイザーとビオンテックを提訴－新型コロナワクチン巡り
＜Bloomberg　2022 年 8 月 26 日＞
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-08-26/RH7QW7T0G1KW01
（ブルームバーグ）: 米モデルナは米ファイザーとドイツのビオンテックが共同開発した新型コロナウイルスワクチンを巡り、両社を相手取り特許侵害訴訟を起こしたと発表した。
モデルナは米マサチューセッツ州の連邦地裁とドイツの地裁に提出した訴状で、ファイザーとビオンテックはワクチン「コミナティ」の開発で、モデルナが 2010 年から 16 年に取得したメッセンジャーＲＮＡ（ｍＲＮＡ）テクノロジーに関する特許を侵害していると主張した。
ただ、ファイザー側のワクチンを市場から引き揚げることや今後の販売差し止めは求めていない。ファイザーによる低・中所得国 92 カ国への販売について、損害賠償請求も行わないとしている。
原題：Moderna Says It’s Suing Pfizer, BioNTech Over Covid Vaccines （抜粋）

◇<u>学校関係</u>
・学校再開でコロナ拡大懸念　夏休みは 10 代感染少なめ
＜共同通信　2022 年 8 月 27 日＞　https://nordot.app/935991485745053696?c=39546741839462401
　新型コロナウイルスの感染者数の高止まり状態が続く中、9 月以降、再び感染拡大が鮮明になる恐れがあるとして、専門家らは警戒を呼びかけている。流行「第 7 波」の急激な立ち上がりの一因となった 10 代の感染は夏休みに入り、他の世代に比べて少なかったものの、学校再開によって再び増加する可能性があるためだ。
　6 月末には 1 週間当たり 1 万 5 千人程度だった 10 代の感染は、7 月に入って急増。7 月 20～26 日には約 19 万人に達した。しかし多くの小中高校が夏休みに入った後、徐々に減少。8 月 10～16 日はおよそ 13 万人だった。
　子ども同士の接触の機会が減ったことが原因と考えられる。

◇<u>無症状コロナ感染者の「買い出し」容認へ…「全数把握」見直しは全国一律で</u>
＜読売新聞　2022 年 8 月 27 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220826-OYT1T50361/
　政府は９月中旬にも、新型コロナウイルス感染者の外出制限に関し、無症状でマスク着用などの感染拡大防止策を徹底すれば、食料品や生活必需品の買い出しを認める方向で調整に入った。新型コロナの「全数把握」については、届け出対象を全国一律で重症化リスクのある患者らに限定することを検討している。
　複数の政府関係者が明らかにした。新型コロナ感染者は感染症法に基づき、症状の有無にかかわらず、外出しないよう求められている。外出制限の緩和は、感染「第７波」では、無症状や軽症で自宅療養する人が多く、一人暮らしの人などは日常生活に支障をきたすこともあることに配慮したものだ。
　全ての感染者の氏名などを確認する「全数把握」を巡っては、岸田首相は２４日、都道府県の判断で対象を限定できると発表した。ただ、自治体側からは「国が判断すべきだ」との批判が多く、国の責任で全国一律の新たな仕組みの導入を急ぐことにした。
　外出制限の緩和と全数把握の見直しは９月中旬の実施を目指す。全数把握の届け出対象を限定した後には、自治体指定の病院だけが患者情報を届け出る「定点把握」を組み合わせて導入することも視野に入れる。
　また、新型コロナ患者の療養期間は現在、症状があれば、１０日間、無症状は７日間となっている。政府は、それぞれ７日間と５日間とする案を軸に検討している。
****
[3] <u>「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が閣議決定されました</u>
＜経済産業省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220826003/20220826003.html
本日、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が閣議決定されました。本政令

は、第 208 回通常国会で成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の一部の施行期日を令和 4 年 9 月 1 日とするものです。

1. 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律について

第 208 回通常国会で成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号においては、災害時連携計画に関する改正規定を改正法の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行する旨規定されています。

改正法附則第 1 条第 2 号の対象となる主な改正事項は以下の通りです。

一般ガス導管事業者による災害時連携計画の作成や経済産業大臣への届出（改正後のガス事業法第 56 条の 2 第 1 項）

経済産業大臣による災害時連携計画の変更及び実施勧告（改正後のガス事業法第 56 条の 2 第 3 項及び第 4 項）

2. 閣議決定された政令の概要

本政令は、上記の改正事項に係る施行期日を令和 4 年 9 月 1 日と定めるものです。

****

[4] ***健康安全***

◇「職場の健康診断実施強化月間」について

9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です

－ 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください －

＜厚生労働省　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3b00ba06mnUSK4BY

事業者の皆さまへ

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に改めて徹底していただくことを促すため、毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

　事業者の皆様におかれましては、別添資料を参考に、自身の事業場における健康診断の実施状況等をご確認いただき、適切な実施にご協力くださいますようお願いします。

別添

【別添１】９月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）

【別添２】「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（通知）

-----＞ *末尾［付録］*

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇令和３年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」の公表

＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaTaCytBu4sqpJBY

　厚生労働省において、令和３年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計を別添１及び別添２のとおり取りまとめましたので、公表します。

主な内容　［ ］カッコ内は令和２年度の数値

令和３年度の輸入届出件数は約 246 万件［約 235 万件］であり、輸入届出重量は約 3,163 万トン［約 3,106 万トン］でした。届出に対して 204,240 件［200,876 件］の検査を実施し、このうち 809 件（延べ 857 件）［691 件（延べ 729 件）］を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じました。

令和３年度のモニタリング検査については、99,995 件［99,730 件］の計画に対し、延べ 101,365 件（実施率：約 101%）［102,070 件（実施率：約 102%）］を実施し、延べ 157 件［146 件］を法違反として、回収等の措置を講じました。

違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議等を通じて輸出国における衛生対策の推進を図りました。

本結果は、厚生労働省ホームページ内「輸入食品監視業務」のページにも掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html

（参考）令和３年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000979136.pdf

****

[6] ***廃棄物関係***

◇令和３年度末の汚水処理人口普及状況について

＜環境省　2022 年８月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00434.html

＜農林水産省　2022 年８月 25 月　日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/seibi/220825.html

環境省、農林水産省、国土交通省の合同で、令和３年度末時点における全国の汚水処理人口普及状況を調査した結果、汚水処理人口普及率は 92.6％（前年度から 0.5 ポイント上昇）となりました。

1. 汚水処理人口普及率

汚水処理施設の整備は、整備区域、整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」に基づき各地方公共団体が効率的、効果的に実施しています。

令和３年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、１億 1,621 万人※となりました（資料 1-1）。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、92.6％（令和２年度末については、92.1％）となりましたが、未だに約 930 万人が汚水処理施設を利用できない状況です（資料 1-2）。

また、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな差があり、特に人口５万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は 82.7％（令和２年度末については、81.9％）と、全国平均からいまだ大きく後れている状況です（資料 1-3）。

※東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた集計データを用いています。（平成 22 年度以降の調査結果）

2. 処理施設別の普及状況

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが１億 118 万人（総人口に対する普及率 80. 6％）、農業集落排水施設等によるものが 310 万人（同 2. 5％）、浄化槽によるものが 1,176 万人（同 9. 4％）、コミュニティ・プラントによるものが 17 万人（同 0. 1％）でした（資料 1-2）

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇屋根付き運動スペース、暑さ指数低下　中京大の研究チーム確認

＜朝日新聞　2022 年８月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15397532.html

日差しが照りつける場所に比べ、風通しがよく屋根がある場所では「暑さ指数」（ＷＢＧＴ）が４～５ほど低くなることを、中京大の研究チームが実験で確かめたと発表した。屋根がある運動スペースでは、こまめに暑さ指数を測りつつ、夏でも学校などでスポーツ活動ができるという。

日本スポーツ協会のスポーツ活動中の熱…

◇エコな「水素列車」ドイツで本格運行　１度の補給で１千キロ走行可能

＜朝日新聞　2022 年８月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8T5D7WQ8TUHBI00K.html

水素を燃料にする燃料電池で走り、走行時に二酸化炭素（CO2）を発生させない「水素列車」が 24 日、ドイツ北部で本格的な運行を始めた。1 路線を全て水素列車で営業するのは世界初という。4 年前から試験運転などが重ねられ、このほど安定的に水素を供給する態勢が整った。欧州各地で同様の列車の運行が計画されている。

この水素列車はフランスの鉄道車両メーカーのアルストムが開発。ドイツ北部ニーダーザクセン州の公社の下で運営する約 123 キロの区間（クックスハーフェン―ブクステフーデ）を走る。

１編成で最大約 300 人が乗ることができ、最大時速は 140 キロ。数カ月後には 14 編成がすべて、これまでのディーゼル列車から入れ替わる。一度の燃料補給で１千キロ走れるといい、区間の途中に高圧貯蔵タンクなどの水素ステーションが置かれる。

６カ国で導入検討、日本は

水素１キロで４・５リットル…

◇米加州、３５年にＨＶ車も販売禁止　脱ガソリンで規制案決定
＜時事ドットコム　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082600319&g=int
　米西部カリフォルニア州の環境当局は２５日、２０３５年にガソリン車の新規販売を禁止する規制案を決めた。日本の自動車メーカーが先行するハイブリッド車（ＨＶ）も対象。２６年以降の販売に関し、排ガスや二酸化炭素を出さないゼロエミッション車（ＺＥＶ）が占める割合を定め、移行を促す内容となっている。
　新規制では、自動車メーカーの新車販売台数に占めるＺＥＶの比率について、２６年式を３５％、３０年式を６８％、３５年式を１００％と設定。現状は１６％で「野心的な計画」だが、低所得者層などへの購入補助で普及を促す。
****
[8] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和４年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（委託）（うち、①化石由来プラスチックを代替する省 CO2 型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業及び②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省 CO2 化実証事業）の四次募集について
＜環境省　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00443.html
---
[公募結果、意見募集結果]
◇ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業における採択結果の決定について
＜文部科学省　2022 年 8 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjKac82iIs5vibN
****
[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・化学物質管理に係る専門家検討会　　9 月 1 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8Z-iQY-Wtlk-BixY
（1）化学物質管理に係る専門家検討会の設置等について
（2）濃度基準値の設定について
（3）がん原性物質の対象範囲について
（4）その他
・薬事・食品衛生審議会　指定薬物部会を開催します　　8 月 29 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bTKGztRq5s6sYBY
・食品安全委員会 農薬第五専門調査会（第 18 回）の開催について　　9月５日
＜内閣府　2022 年 8 月 25 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_18.html
（1）農薬（シメコナゾール、プロチオホス）の食品健康影響評価について
（2）その他
・食品安全委員会 汚染物質等専門調査会（第７回）の開催について　　9月１日
＜内閣府　2022 年 8 月 25 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/osen_tou/annai/osen_annai_7.html
（1）カドミウムの食品健康影響評価について
（2）その他
・食品安全委員会（第 871 回）の開催について　　8 月 30 日
＜内閣府　2022 年 8 月 25 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai871.html
（1）食品安全基本法第１１条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
　・食品衛生法第１３条第１項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準のニタルソン及びロキサルソン試験法の追加、ニフルスチレン酸ナトリウム試験法の追加及び酢酸トレンボロン試験法の削除及び追加
（2）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物５品目：亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム、
ピロ亜硫酸ナトリウム
・食品衛生法第１３条第３項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして
厚生労働大臣が定める物質２品目：次硝酸ビスマス、シンナムアルデヒド（ケイ皮アルデヒド）
・農薬６品目：アメトクトラジン、イミシアホス、ジフェノコナゾール、ジメトモルフ、ビフェントリン
メフェントリフルコナゾール
・動物用医薬品１品目：次硝酸ビスマスを有効成分とする牛の乳房注入剤（オルベシール）
（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「CIT-No.１株を利用して生産されたL-シトルリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価について
・農薬「バリダマイシン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ピリダクロメチル」に係る食品健康影響評価について
・遺伝子組換え食品等「Bacillus subtilis NTI05（pHYT2Aopt）株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について
・飼料添加物「25-ヒドロキシコレカルシフェロールを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
・食品衛生法第１３条第３項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロールに係る食品健康影響評価について
（５）食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和５年度）（案）及び令和４年度食品安全確保総合調査課題（案）について
（６）その他
・第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会(Web会議)の開催について
８月31日
＜厚生労働省　2022年8月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ZumRYuSs106HehY
(1) 2022/23シーズンのインフルエンザワクチンの供給等について
(2) その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会）　８月31日
＜厚生労働省　2022年8月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0za0efb0qimUCJRBY
(1) 2022/23シーズンのインフルエンザワクチンの供給等について
(2) その他
・中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会（第６回）の開催について
８月31日
＜環境省　2022年8月25日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00449.html
1. 中間整理以降の動向等について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第６４回厚生科学審議会感染症部会（持ち回り）を開催しました　８月２４日
＜厚生労働省　2022年8月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bTKGztRq5s6sgBY
（１）新型コロナウイルス感染症に係る発生届の簡素化について（緊急避難措置）
・生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第９回）配付資料　8月26日
＜文部科学省　2022年8月26日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjKac82iIs5vibJ
1. 生徒指導提要の改訂案について
2. その他

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 598 号　2022 年 8 月 24 日　から＞

〇欧州

・SCHEER - Public consultation on the Preliminary Opinion on the safety of the presence of cobalt in toys - deadline extended to 8 September

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 16 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-public-consultation-preliminary-opinion-safety-presence-cobalt-toys-deadline-extended-8-2022-08-16_en

標記に関する SCHEER (Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging) の
予備的な意見に対する意見募集の期限が延長された。期限は 2022/09/08 まで。

・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - PFAS

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 18 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2022-08-18_en

標記に関する SCHEER の最終意見が公表された。

・ECHA Weekly - 17 August 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 17 日＞

https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-204

〇REACH : New substance evaluation conclusion published
　対象物質 : N-1-naphthylaniline について

〇CLP : New intentions and proposals to harmonise classification and labelling
　新たな 9 物質に関する提案の意向、2 物質に関する提案書の提出について

〇Events : Scientific committee meetings in September - agendas available
　下記ハイブリッド会合のアジェンダの公開について
　・The Committee for Risk Assessment (RAC) : 2022/09/12～16
　・The Committee for Socio-Economic Analysis (SEAC) : 2022/09/06～09 と 13～14

・Applications for authorisation

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 17 日＞

https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation

3 物質について計 16 件の REACH 認可申請に関する意見募集が開始された。 意見募集は 2022/10/12 まで。

・ECHA publishes the translations of version 5.0 of the Guidance on Annex VIII (limited revision)

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 18 日＞

https://www.echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-clp?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-howto

　ガイダンス付属書 VIII ver.5.0 の翻訳版が公開された。

〇米国

・EPA Seeks Input on the Phase 3 Greenhouse Gas Standard Rulemaking for Heavy-Duty Engines and Vehicles

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 15 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-input-phase-3-greenhouse-gas-standard-rulemaking-heavy-duty-engines-and

標記の通知が掲載された。Small Business Advocacy Review (SBAR) Panel への
自己推薦による参加登録は 2022/08/29 まで。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for July 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 15 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/15/2022-17474/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-july-2022
TSCA に基づき 2022/07/01～2022/07/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、 重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)が官報公示された。 意見提出は 2022/09/14 まで。
・Expedited Approval of Alternative Test Procedures for the Analysis of Contaminants Under the Safe Drinking Water Act; Analysis and Sampling Procedures
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 17 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/17/2022-17651/expedited-approval-of-alternative-test-procedures-for-the-analysis-of-contaminants-under-the-safe
安全飲料水法（SDWA）に基づく汚染物質分析の代替試験法の承認が官報公示された。 飲料水サンプルの分析に７つの追加方法が利用できるようにするもの。 発効日は 2022/08/17。
・EPA Proposes Stronger Regulations to Protect Communities from Chemical Accidents
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 19 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-stronger-regulations-protect-communities-chemical-accidents
Risk Management Program に関して、標記の提案が掲載された。 バーチャル公聴会が 2022/09/26～28 に開催予定。
・G/TBT/N/USA/1761/Add.1/Corr.1
Hazardous Materials: Harmonization With International Standards
＜米国　2022 年 8 月 18 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1761%2FAdd.1%2FCorr.1
米国パイプライン･危険物安全局（PHMSA）より､標記の修正規則案の 訂正が WTO/TBT 通報された。発効日は 2022/08/25。
・アメリカ環境保護庁、エチレンオキシドの健康リスク情報開示の取組を推進（アメリカ／2022.08.03 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 8 月 19 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47793&oversea=1

○カナダ

・An order amending the Domestic Substances List to apply the Significant New Activity (SNAc) provisions of the Canadian Environmental Protection Act, 1999 to calcium 2-ethylhexanoate was published.
＜カナダ　2022 年 8 月 17 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/fact-sheets/chemicals-glance/calcium-2-ethylhexanoate-2-ethylhexyl-2-ethylhexanoate.html
重要新規活動(SNAc)条項に関する標記の命令が発行された。
・Summaries of the public comments received on the Federal Environmental Quality Guidelines for Siloxane-D4, Selenium, and Aluminum were published.
＜カナダ　2022 年 8 月 19 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/fact-sheets/federal-environmental-quality-guidelines.html
標記に関してパブリックコメントの要約が公開された。

○オーストラリア

・Cost Recovery Implementation Statement (CRIS) 2022-23
＜オーストラリア　2022 年 8 月 18 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/cost-recovery-implementation-statement-cris-2022-23
2022 年～2023 年における規制活動コストについてのコスト回収実施報告書(CRIS)が承認された。
・Registration is now open in AICIS Business Services
＜オーストラリア　2022 年 8 月 18 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/registration-now-open-aicis-business-services
AICIS Business Services portal で、2022 年～2023 年度の登録が開始された。
****
[11] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・梅毒感染数、最悪ペース　７２００人超、年間最多に迫る―感染研
＜時事ドットコム　2022 年 8 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082700309&g=soc

米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220825.html
・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220826_4.html
・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220826_3.html
・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220826.html
---
◇***その他***
・**自然科学分野の引用論文数 日本は過去最低の 12 位に後退**
＜NHK　2022 年 8 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220828/k10013791031000.html
自然科学の分野で、おととしまでの 3 年間に発表され引用が多かった論文の数を各国で比較したところ、日本は過去最低の 12 位に後退し、初めてトップ 10 から陥落しました。
調査したのは文部科学省の科学技術・学術政策研究所で、おととしまでの 3 年間に世界で発表された生物学や物理学など自然科学の 22 分野の論文を国や地域ごとに分析しました。
論文の引用回数は「質」の高さの指標とされ、各研究分野で上位 10%に入った論文の数は、おととしまでの 3 年間の平均で日本は 3780 本と前回からわずかに増えたものの、韓国などに抜かれ 10 位から 12 位に後退。
1981 年にデータを取り始めて以降、初めてトップ 10 から陥落しました。
また、論文の総数でみると、同じく 3 年間の平均で 6 万 7688 本で、前回から 1 つ順位を落とし 5 位に後退しました。
文部科学省は、自然科学の分野で日本の存在感が低下しているとしたうえで、要因として、ここ 20 年で国内の大学の研究開発費が主要国に比べ伸びていないこと、研究時間の確保が難しいことを挙げています。
加えて高い専門性を持ち、大学などで研究の担い手となる博士号取得者の数が、アメリカや中国、韓国でこの 20 年ほどで倍増した一方、日本では減少傾向が続いているとしています。
専門家「人に投資していない」
今回の調査結果について、各国の科学技術政策に詳しい政策研究大学院大学の永野博客員研究員は「論文を書く若い研究者が増えないと、論文も増えない。博士号の取得者の数はほかの国では増えているのに日本ではどんどん減っている。人に投資していないのがいちばんの問題で、危機感が足りない」と述べ、現状における問題点を指摘しました。
そのうえで「博士号を取ってもなかなか就職できないのは日本だけで、社会で働けるようにして育てた人材がうまく活躍できるシステムにしないといけない。産業界と大学の間の協力が今ほど求められるときはなく、博士号を取得する人を増やすとともに、その後の支援も含めて真剣に考える必要がある」と指摘しています。

・女子大学生、最多１２０万人　女性教員割合も最高に―文科省
＜時事ドットコム　2022 年 8 月 24 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082400754&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

４年制の大学に通う学部生（５月時点）は２６３万２４１０人、うち女子学生は１２０万１０５０人で、いずれも過去最多を更新したことが２４日、文部科学省が発表した２０２２年度の学校基本調査（速報値）で分かった。中学、高校、大学の女性教員の割合も過去最高となった。

調査によると、学部生は前年度から約６７００人、女子学生は約４５００人増加した。女性教員の割合は中学校（４４．３％）、高校（３３．１％）、大学全体（２６．７％）で、それぞれ前年度より０．２～０．３ポイント増えた。

・小中英語でデジタル教科書　24 年度の先行導入了承、紙併用

＜共同通信　2022 年 8 月 25 日＞　https://nordot.app/935453574672957440?c=39546741839462401

・学費約 3 倍　借金 340 万円　返済 20 年超　米学生ローン減免の背景

＜朝日新聞　2022 年 8 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ8V1QQJQ8TULFA004.html

バイデン米政権は 24 日、連邦学生ローンの借り手を対象にした大規模な救済策を決めた。約 4300 万人の返済額を減免し、うち約 2 千万人は借金を帳消しにする。米国では重い学生ローンの負担が社会問題になっており、バイデン氏は大統領選で負担の軽減を約束していた。公約を果たしたことで、秋の中間選挙に向けたアピール材料になりそうだ。

減免の対象は連邦政府の学生ローンの借り手で、年収 12 万 5 千ドル（約 1710 万円）未満の人ら。米政府は 1 人あたり 1 万ドル（137 万円）の返済を免除し、一部の低所得層の借り手は減免を 2 万ドル（274 万円）に増額する。米メディアは、教育ローンの一度の減免策としては過去最大規模だと報じている。

1980 年に約 8 千ドル（110 万円）だった公立の 4 年制大学にかかる費用は、直近では 2 万 2 千ドル（300 万円）以上になった。大学生は卒業時に平均 2 万 5 千ドル（340 万円）のローンを抱え、返済が 20 年以上続くことも珍しくない。連邦学生ローンの借り手は 4500 万人に膨らみ、累積債務残高は 1・6 兆ドル（220 兆円）にのぼっている。

バイデン氏は 24 日、ツイッ…　バイデン米政権は 24 日、連邦学生ローンの借り手を対象にした大規模な救済策を決めた。約 4300 万人の返済額を減免し、うち約 2 千万人は借金を帳消しにする。米国では重い学生ローンの負担が社会問題になっており、バイデン氏は大統領選で負担の軽減を約束していた。公約を果たしたことで、秋の中間選挙に向けたアピール材料になりそうだ。

減免の対象は連邦政府の学生ローンの借り手で、年収 12 万 5 千ドル（約 1710 万円）未満の人ら。米政府は 1 人あたり 1 万ドル（137 万円）の返済を免除し、一部の低所得層の借り手は減免を 2 万ドル（274 万円）に増額する。米メディアは、教育ローンの一度の減免策としては過去最大規模だと報じている。

1980 年に約 8 千ドル（110 万円）だった公立の 4 年制大学にかかる費用は、直近では 2 万 2 千ドル（300 万円）以上になった。大学生は卒業時に平均 2 万 5 千ドル（340 万円）のローンを抱え、返済が 20 年以上続くことも珍しくない。連邦学生ローンの借り手は 4500 万人に膨らみ、累積債務残高は 1・6 兆ドル（220 兆円）にのぼっている。

バイデン氏は 24 日、ツイッ…

****

[付録]

◇「職場の健康診断実施強化月間」について　　*上記［4］関係*

＜厚生労働省　2022 年 8 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3b00ba06mnUSK4BY

【別添１】９月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000980141.pdf

【別添２】「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（通知）
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000979218.pdf

【別添１】９月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000980141.pdf

別添１

事業者の皆さまへ

9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です
－ 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください －

厚生労働省では、毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和４年度 強化月間の重点周知事項は、「医療保険者※１との連携」によるコラボヘルスの推進です。

■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

【コラボヘルスの取組事例】

●健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスの e-learning など）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつなげられた。

●健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が４年間でマイナス５％となった。

⇒ 事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。

■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください※２

●医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。

①従業員は、マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できるようになり、自らの健康管理に役立てることができます。

②事業者は、医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につなげられます。

●なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省 HP に掲載している※３「モデル健康診断委託契約書」や「一般健康診断標準問診票」をご活用ください。

※１：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※２：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

※３：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省 HP のサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右の QR コードで当該ページが開けます。）

＜ご参考＞

【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40 歳以上）】
特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

【健康保険法に基づく提供（40 歳未満）】
特定健康診査の実施対象ではない 40 歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和４年１月に施行されました。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和４年８月２５日付け基安発 0825 第３号

１ 重点事項

（１）健康診断及び事後措置等の実施の徹底

（２）健康診断結果の記録の保存の徹底

（３）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健 師による保健指導の実施

（４）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応

（５）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険

者が行う特定健康診査・保健指導との連携

（６）令和２年 12 月 23 日付け基発 1223 第６号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等

（７）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携

（８）平成 30 年３月 29 日付け基安労発 0329 第３号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

２ 取組を実施する上での留意点

（１）派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

（２）１の（４）について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添１のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※１）の周知を行っていただきたいこと。

（３）１の（５）及び（６）については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和２年 12 月 23 日付け基発 1223 第６号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添２のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

（４）１の（７）については、令和３年６月 11 日に健保法が改正され、令和４年１月より、特定健康診査の対象とならない 40 歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添２のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

（５）１の（８）については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添３のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

（６）安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添４のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

３ 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

（１）ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進

（２）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第１号、令和２年３月 31 日最終改訂）に基づく取組の推進

ア　地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成 17 年３月策定、令和元年９月改訂）に基づく取組

イ　運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※２）を活用した「体力つくり強調月間」（毎年 10 月１日～31 日）、スポーツの日（10 月 10 日）及び「Sport in Life コンソーシアム」の周知啓発

（３）職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施

ア　「取組の５つのポイント」（※３）を用いた取組状況の確認

イ　実践例を盛り込んだリーフレット（※４）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※５）等を活用した取組

ウ　「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※６）に基づく取組

（４）職場における感染症に関する理解と取組の促進

ア　「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 23 年５月 16 日策定、令和４年３月７日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ　「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成７年２月 20 日策定、平成 22 年４月 30 日改訂）に基づく取組

ウ　令和４年４月 20 日付け基安労発 0420 第１号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

（５）職場におけるがん検診の推進

ア　健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※７）

イ　特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添５のリーフレットを活用し、周知

ウ　「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成 30 年３月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ　別添６のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知

（６）更年期障害に関する理解の促進

ア　別添７のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知

イ　ｅ－ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用

（７）眼科検診等の実施の推進

ア　アイフレイルチェックリスト（※８）や５つのチェックツール(※９)を活用した眼のセルフチェックの推進

イ　転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための 40 歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添８のリーフレットを活用し周知を依頼

【別添２】「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（通知）

https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000979218.pdf

別添２

基安発 0825 第３号
令和４年８月 25 日

別記団体の長　あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添１から別添８のリーフレット等を活用する等、傘下団体・企業*【保険者団体の長あて】（貴管内）市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合*に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

１　重点事項

（１）健康診断及び事後措置等の実施の徹底

（２）健康診断結果の記録の保存の徹底

（３）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

（４）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応

（５）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

（６）令和２年 12 月 23 日付け基発 1223 第６号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等

（７）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携

（８）平成 30 年３月 29 日付け基安労発 0329 第３号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

２　取組を実施する上での留意点

（１）派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

（２）１の（４）について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添１のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※１）の周知を行っていただきたいこと。

（３）１の（５）及び（６）については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和２年 12 月 23 日付け基発 1223 第６号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定

期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添２のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

（４）１の（７）については、令和３年６月 11 日に健保法が改正され、令和４年１月より、特定健康診査の対象とならない 40 歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添２のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

（５）１の（８）については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添３のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

（６）安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添４のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

３　健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

（１）ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進

（２）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第１号、令和２年３月 31 日最終改訂）に基づく取組の推進

ア　地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成 17 年３月策定、令和元年９月改訂）に基づく取組

イ　運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※２）を活用した「体力つくり強調月間」（毎年 10 月１日～31 日）、スポーツの日（10 月 10 日）及び「Sport in Life コンソーシアム」の周知啓発

（３）職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施

ア　「取組の５つのポイント」（※３）を用いた取組状況の確認

イ　実践例を盛り込んだリーフレット（※４）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※５）等を活用した取組

ウ　「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※６）に基づく取組

（４）職場における感染症に関する理解と取組の促進

ア　「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 23 年５月 16 日策定、令和４年３月７日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ　「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成７年２月 20 日策定、平成 22 年４月 30 日改訂）に基づく取組

ウ　令和４年４月 20 日付け基安労発 0420 第１号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

（５）職場におけるがん検診の推進

ア　健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※７）

イ　特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添５のリーフレットを活用し、周知

ウ　「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成 30 年３月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ　別添６のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知

（６）更年期障害に関する理解の促進

ア　別添７のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知

イ　ｅ－ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用

（７）眼科検診等の実施の推進

ア　アイフレイルチェックリスト（※８）や５つのチェックツール(※９)を活用した眼のセルフチェックの推進

イ　転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための 40 歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添８のリーフレットを活用し周知を依頼

（※１）「一般定期健康診断の問診票の外国語版」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
（※２）体力つくり国民運動（「体力つくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm
Sport in Life プロジェクト https://sportinlife.go.jp/
（※３）「～取組の５つのポイント～を確認しましょう！」
https://www.mhlw.go.jp/content/000805544.pdf
（※４）「職場における感染防止対策の実践例」
https://www.mhlw.go.jp/content/000805545.pdf
（※５）「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
https://www.mhlw.go.jp/content/000805575.pdf
（※６）職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル
オフィス https://www.mhlw.go.jp/content/000786023.pdf
製造業 https://www.mhlw.go.jp/content/000786024.pdf
建設業 https://www.mhlw.go.jp/content/000786025.pdf
接客業 https://www.mhlw.go.jp/content/000786045.pdf
運輸業（旅客輸送） https://www.mhlw.go.jp/content/000786046.pdf
運送・配送サービス業 https://www.mhlw.go.jp/content/000786203.pdf
（※７）がん検診普及啓発ポスター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html
（※８）アイフレイルチェックリスト
https://www.eye-frail.jp/checklist/
（※９）５つのチェックツール：
https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/
（※10）眼科検診に関する情報：
https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html
********** 以上 **********